

くらしの安心情報

情報ファイル NO.72

平成 21 年 9 月 15 日

親友に頼まれてクレジットカードを貸したら、
クレジット会社から多額の請求書が届いた～。

相談内容

【相談者 20代 女性】

親友に「必ず自分で返済するから」と頼まれ、安易な気持ちでクレジットカードを貸しました。後日、クレジット会社から多額の請求書が届き、驚きました。親友とは連絡が取れず、そのうち支払額が延滞金も含め、50万円近くになってしまいました。

私が全額返済しなければならないのでしょうか……。

対処方法

これは、カードの「名義貸し」によるトラブルの事例です。
他にも、「絶対迷惑はかけない」などと、親しい人や取引先などから契約書へのサインを頼まれたり、自分名義で借金させられるなどの相談があります。

- ・ 契約上の「名義を貸す」ということは、自分が契約当事者になるということです。名前を貸しただけという言い訳は通用しません。
- ・ 相談者には、借金は名義人が返済しなければならないことを説明しました。
- ・ 親しい間柄でも「名前を貸してほしい」と言われたらはっきり断る、内容を確認せず書類に署名や押印しない、印鑑などを他人に預けないことです。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

このカード、貸しちゃおうかな！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL：076 - 432 - 9233（消費生活相談）

076 - 433 - 3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所 0766-25 - 2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）